

# キャッシュカード規定

## 1. (カードの利用)

普通預金（ブックレス普通預金及び総合口座取引の普通預金並びに利息を付さない旨の約定のある普通預金、ブックレス普通預金及び総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行し、貸与したキャッシュカード及び貯蓄預金について発行し、貸与したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫及び当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金又は貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- ② 当金庫及び当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫及び支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払い戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

## 2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（又は通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の種類により当金庫又は預入提携先所定の種類の紙幣及び硬貨（硬貨による預入機能を有する預金機の場合）に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫又は預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

## 3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード（又は通帳）を挿入し、届出の暗証番号及び金額を正確に入力してください。この場合、通帳及びお引出票の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の種類により当金庫又は支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫又は支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻し及び1か月あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫及び支払提携先の支払機による1日あたりの払戻し又は1か月あたりの払戻しについて当金庫が預金者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額）を超えるときは、その払戻しはできません。

#### 4. (振込機による振込)

振込機を利用して振込資金を預金口座からの振替えにより払い戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳及びお引出票の提出は必要ありません。

#### 5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機又は振込機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫及び預入提携先所定の預金機・振込機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機又は振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫及び支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れ及び払戻し時に、通帳及びお引出票なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落としします。なお、預入提携先又は支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳及びお引出票なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落としします。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。
- (5) なお、自動機利用手数料及び振込手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。

#### 6. (代理人による預金の預入れ・払戻し及び振込)

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻し及び振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届け出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行し、貸与します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

#### 7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードによる預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前2項による預入れ及び払戻しをする場合には、カードを提出し、所定のお預入票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、又はお引出票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、お引出票に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 当金庫及び提携先の支払機等が停電、故障等の場合には、取扱いを一時停止することがあり

ます。

## 8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預け入れた金額、払い戻した金額、自動機利用手数料金額又は振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機及び通帳記帳機で使用された場合又は当金庫本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、預け入れた金額又は払い戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額及び振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記帳します。

## 9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機又は振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること及び入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

## 10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造又は変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合又は当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定書類を提出し、カード及び暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

## 11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
  - ② 当金庫の調査に対し、本人から十分な説明が行われていること。
  - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実が確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人

に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
    - B 本人の配偶者、二親等内の家族、同居の親族、その他の同居人又は家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
    - C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随してカードが盗難にあった場合

## 1.2. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合又は氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 1.3. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、店頭表示の再発行手数料をいただきます。なお、再発行手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

## 1.4. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先又は振込提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れ又は払戻しをする際に、当金庫所定のお預入票又はお引出票への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

## 1.5. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合又はカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）又は貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合が

あります。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 第16条に定める規定に違反した場合
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れ又は払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

#### 16. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは、譲渡、質入れ又は貸与することはできません。

#### 17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、流動性預金共通規定（普通預金（無利息型普通預金を含みます。）・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金）、普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）、ブックレス普通預金規定（無利息型ブックレス普通預金を含みます。）、総合口座取引規定、貯蓄預金規定及び振込規定により取り扱います。

なお、振込提携先の振込機を使用した場合には、当金庫振込規定にかえて、振込提携先の定めにより取り扱います。

#### 18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)